

第114期 定時株主総会 招集ご通知



日時 2026年6月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所 大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号
当社 本店3階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
7名選任の件
- 第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締
役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与の
ための報酬改定の件

インターネット及び書面（郵送）による議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで

※詳細につきましては、6～7頁をご参照ください。



【株主の皆様へ】
株主総会の内容（資料・動画）は、後日当社
WEBサイトに掲載いたします。
<https://www.yaginet.co.jp/ja/ir/index.html>

株式会社 **ヤギ**
証券コード：7460

株主の皆様へ

株主の皆様には平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。当社第114期定時株主総会を開催いたしますので、ここに招集のご案内をいたします。

当連結会計年度は、不透明な市場環境の影響を受けマテリアルセグメントが低調に推移したものの、戦略的な出店を進めたブランド・リテールセグメントや、高付加価値提案を強化したアパレルセグメントが成長を牽引いたしました。この結果、全ての段階利益で2ケタ成長を達成し、2期連続で過去最高益を更新することができました。

さて、当連結会計年度は、中期経営計画「Heritage to the future」の最終年度でもありました。この3年間で進めてきたセグメント体制の確立と経営基盤の強化が「最高益」という形で結実し、次なる成長ステージへ向かう土台が整いました。

2027年3月期始動の「中期経営計画2029」では、新たな経営理念「Business to Belief」を策定いたしました。商取引の枠組みを超え、信念を軸とした価値創造を進化させる決意となります。本計画では、再定義した価値創造モデル【YAGI 140 MOMENTUM】を推進することで、収益事業で創出した利益を成長事業へ戦略的に再配分し、収益構造の転換を加速させてまいります。

さらに、株主還元についても、当連結会計年度の配当を前連結会計年度から66円増配の156円とし、翌連結会計年度からは総還元性向70%目途、配当性向40%以上へと方針を大幅に引き上げ、今後も持続的な企業価値向上に邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2026年6月

代表取締役 社長執行役員

八木 隆夫



経営理念

Business to Belief

商いの先の、信じることへ。

VISION

- 「モノを売る」だけでなく、「コトを変える」。
- 売れるものより、残るものを。
- 取引ではなく、共創へ。
- 意味を問いつける組織へ。

社是

終始一誠意

ヤギは、社是「終始一誠意」を規範とし、
新しい価値の創造とグローバルな挑戦を行い、
人々の生活によるこびを与え豊かな社会に貢献していきます。

終始一誠意

Business to Belief

商いの先の、信じることへ。

「Business to Belief」の理念のもと、持続可能な競争優位を確立することで、創業140周年に向けた長期的な成長ストーリーを実現する。



株 主 各 位

大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号

株式会社 ヤギ

代 表 取 締 役 八 木 隆 夫
社 長 執 行 役 員

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、会社法第325条の3の規定により、電子提供措置事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへのアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.yaginet.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトへアクセスしていただき、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、株主総会招集通知ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

株主総会ポータル®（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、ID・初期パスワードをご入力ください。

※各ウェブサイトは定期メンテナンス等により一時的にアクセスできない状態となることがございます。

閲覧できない場合は他のウェブサイトからご確認ください、時間を置いて再度アクセスしてください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」に従って2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

1 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 大阪市中心区久太郎町二丁目2番8号
当社 本店3階会議室
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

- 報告事項**
1. 第114期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第114期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

3 目的事項

- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

**4 議決権行使に
あたっての注意事項**

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、
議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして
お取り扱いいたします。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、事業報告の「主要な事業内容」「主要な営業所」「従業員の状況」「主要な借入先の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.yaginet.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>）及び東京証券取引所ウェブサイト（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載しておりますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載していません。従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
※議決権行使書の郵送は不要です。

開催日時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時(受付開始：午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

初電投

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限
2026年6月25日(木) 5時30分まで

スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコード®を読み取ります。
- 2 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

事前質問受付のご案内

事前質問受付期限：2026年6月18日（木曜日）午後5時30分入力完了分まで

※お一人様につきご質問は3回まで

本株主総会においては、株主総会ポータルを通じて、株主様より当社に関するご質問を事前に承ります。いただいた質問の中で株主の皆さまのご関心が高いと思われるご質問については、本株主総会にて回答させていただきます。本株主総会当日に回答できなかったご質問については、後日当社ウェブサイトにて回答の掲載を予定しておりますが、すべてのご質問に回答するものではありません。また、個別に回答はいたしませんので、何卒ご理解くださいますようお願いいたします。

上記の議決権行使方法と同様に、株主総会ポータルにアクセスいただき、トップ画面から「事前質問へ」ボタンをタップ/クリックします。「事前質問のご入力」画面が表示されますので、以降は画面の案内に従ってご質問をご入力ください。



ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 9時～21時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、安定した配当の継続と、経営基盤の強化に必要な内部留保をバランスよく実施する方針を維持しつつ、更なる資本効率の向上と最適な資本配分の実施を進めることで、配当性向を35%以上とすることを基本方針としております。

第114期の期末配当につきましては、上記の基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類	金銭といたします。
② 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式 1 株につき106円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は876,562,018円となります。 また、先に 1 株につき50円の間配当をお支払いしております ので、年間配当金は 1 株につき156円となります。
③ 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年 6 月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）八木隆夫、山岡一朗、三橋大作、藤本貴史、八木靖之、長戸隆之及び玉巻裕章の7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされましたが、異論はない旨の意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	当社における地位及び担当	
1	八木 隆夫	代表取締役 社長執行役員	再任
2	三橋 大作	取締役 常務執行役員 アパレル第二本部長 兼 リテール本部長 兼 事業支援本部長	再任
3	藤本 貴史	取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長	再任
4	長戸 隆之	取締役 上席執行役員 グローバルマテリアル本部長 兼 (株)ヴィオレッタ代表取締役社長	再任
5	杉岡 弘康	上席執行役員 ブランド本部長 兼 (株)WEAVA代表取締役社長	新任
6	平松 帝人	上席執行役員 経営統括本部長	新任
7	玉巻 裕章	取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 独立役員

候補者番号

1

や ぎ た か お

八 木 隆 夫

(1973年4月9日生)

再任



略歴、地位及び担当

1999年4月	インドネシア石油株式会社 (現株式会社INPEX) 入社	2013年6月	当社取締役 管理本部長代理 (経営企画部・人事部・情報システム部・ 法務管理部担当)
2011年11月	株式会社ヤギ入社 当社経営企画室長代理	2014年6月	当社取締役 管理部門長
2013年4月	当社管理本部長代理 (経営企画部・人事部・情報システム部・ 法務管理部担当)	2015年6月	当社常務取締役 管理部門長 兼 海外事業部管掌
		2016年6月	当社代表取締役社長
		2021年4月	当社代表取締役 社長執行役員 (現任)

所有する当社株式の数

417,300株

在任年数 (本総会終結時)

13年

取締役会出席状況

17/17回

重要な兼職の状況

株式会社WEAVA 取締役

取締役候補者とした理由

八木隆夫氏は、2016年6月より代表取締役社長に就任した後は、常に強力なリーダーシップで当社グループの経営全般を牽引しており、新中期経営計画2029の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

みつ はし だい さく

三 橋 大 作

(1971年4月19日生)

再任



略歴、地位及び担当

1995年4月	株式会社ヤギ入社	2024年6月	当社取締役 常務執行役員 ブランド・リテール本部長
2016年4月	当社営業第二部門第三事業部長	2025年4月	当社取締役 常務執行役員 アパレル第二本部長 兼 ブランド・リテール本部長
2020年4月	当社執行役員 営業第二本部第三事業部長	2026年4月	当社取締役 常務執行役員 アパレル第二本部長 兼 リテール本部長 兼 事業支援本部長 (現任)
2022年6月	当社執行役員 ブランド・リテール事業本部長		
2023年4月	当社上席執行役員 ブランド・リテール本部長		
2024年4月	当社常務執行役員 ブランド・リテール本部長		

重要な兼職の状況

株式会社マルス 取締役

YAGI ITALY S.R.L. 取締役

株式会社WEAVA 取締役

所有する当社株式の数

14,000株

在任年数 (本総会終結時)

2年

取締役会出席状況

17/17回

取締役候補者とした理由

三橋大作氏は、当社において、量販店向け事業を中心としたアパレル事業における豊富な業務経験と実績を有しております。また2022年6月からは、ブランド・リテール事業本部全般の指揮を執っており、新中期経営計画2029の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

ふじもと たかふみ

藤本 貴史

(1967年6月21日生)

再任



略歴、地位及び担当

1993年 4月 株式会社ヤギ入社
2018年 4月 当社営業第二本部第二部門第一事業部長
2020年 4月 当社執行役員 営業第二本部第二事業部長
2023年 4月 当社上席執行役員 アパレル本部長
2024年 4月 当社常務執行役員 アパレル本部長

2024年 6月 当社取締役 常務執行役員 アパレル本部長
2025年 4月 当社取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長
2026年 1月 当社取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長
兼 第三事業部長
2026年 4月 当社取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長
(現任)

重要な兼職の状況

株式会社SOMIC 代表取締役社長

所有する当社株式の数

12,800株

在任年数(本総会終結時)

2年

取締役会出席状況

17/17回

取締役候補者とした理由

藤本貴史氏は、当社において、通信販売向け事業を中心としたアパレル事業における豊富な業務経験と実績を有しております。また、2023年4月からはアパレル本部全般の指揮を執っており、新中期経営計画2029の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

ながと たかゆき

長戸 隆之

(1965年5月17日生)

再任



略歴、地位及び担当

1988年 4月 株式会社八木商店(現株式会社ヤギ)入社
2010年10月 当社営業第二本部第四事業部長
2013年 6月 当社取締役 営業第二本部第四事業部長
2019年 4月 当社取締役 経営企画本部長
2021年 4月 当社取締役 上席執行役員 イノベーション開発室長
2021年 6月 当社取締役 退任
当社執行役員 イノベーション開発室長

2022年 4月 当社執行役員 退任
出向 株式会社ヴィオレッタ 顧問
2022年 5月 出向 株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長
2024年 4月 当社上席執行役員 グローバルマテリアル本部長
兼 株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長
2025年 6月 当社取締役 上席執行役員 グローバルマテリアル本部長
兼 株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長
(現任)

重要な兼職の状況

株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長
日本パフ株式会社 取締役

イチメン株式会社 取締役

所有する当社株式の数

21,600株

在任年数(本総会終結時)

1年

取締役会出席状況

13/13回

取締役候補者とした理由

長戸隆之氏は、当社においてこれまで専門店向けアパレル事業を中心として培ってきた豊富な業務経験と実績をもとに、2022年5月からはグループ子会社経営にもその手腕を発揮しており、新中期経営計画2029の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。

候補者番号

5

すぎ おか ひろ やす

杉岡 弘康

(1966年11月4日生)

新任



所有する当社株式の数

10,900株

略歴、地位及び担当

1989年 4 月 株式会社ヤギ入社
2015年 4 月 当社営業第四部門第二事業部長 兼 営業一課長
2017年 4 月 当社執行役員営業第二本部第一部門長代理
兼 第一事業部長
2018年 6 月 当社取締役 戦略事業推進部門長
2021年 4 月 当社取締役 上席執行役員 ブランド・リテール
事業本部長 兼 アパレル第二事業本部管掌
(第三事業部担当)
2022年 5 月 当社取締役 上席執行役員 ブランド・リテール
事業本部長 兼 TATRAS INTERNATIONAL
株式会社(現株式会社WEAVA)代表取締役社長

2022年 6 月 当社取締役退任
TATRAS INTERNATIONAL株式会社
(現株式会社WEAVA)代表取締役社長
2024年 4 月 当社上席執行役員 ブランド・リテール本部
副本部長 (WEAVA担当)
兼 株式会社WEAVA 代表取締役社長
2026年 4 月 当社上席執行役員 ブランド本部長
兼 株式会社WEAVA 代表取締役社長
(現任)

重要な兼職の状況

株式会社WEAVA 代表取締役社長

YAGI ITALY S.R.L. 取締役

取締役候補者とした理由

杉岡弘康氏は、当社においてマテリアル・アパレル事業における豊富な業務経験と実績を有しており、新中期経営計画2029の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、新たに取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

ひら まつ きみ と

平松 帝人

(1966年8月4日生)

新任



所有する当社株式の数

6,700株

略歴、地位及び担当

1990年 4 月 株式会社ヤギ入社
2019年 4 月 当社経営企画部門 グループ経営企画部長
兼 管理部門 経理部 経理総括グループ課長
2021年 4 月 当社経営管理部長

2024年 4 月 当社執行役員 コーポレート本部 財務経理部長
2025年 4 月 当社執行役員 コーポレート本部 副本部長
兼 財務経理部長 兼 人事総務部長
2026年 4 月 当社上席執行役員 経営統括本部長
(現任)

重要な兼職の状況

YAGI INTERNATIONAL INC.取締役

YAGI USA LLC マネージャー

取締役候補者とした理由

平松帝人氏は、当社において、経営企画など中枢部門で長年にわたる業務経験を積み、経営統括本部長として相当の知見を有することから、新中期経営計画2029の推進による企業価値向上に寄与できると判断し、新たに当社取締役候補者としていたしました。

候補者番号

7

たま まき

ひろ あき

玉 巻 裕 章

(1956年7月9日生)

再任

社外

独立



略歴、地位及び担当

1980年 4 月	伊藤忠商事株式会社入社	2018年 3 月	ユニファミリーマートホールディングス株式会社 取締役常務執行役員 プロジェクト担当 兼 株式会社UFI FUTECH 取締役社長執行役員
2010年 4 月	同社執行役員 繊維カンパニー 繊維原料・ テキスタイル部門長	2019年 3 月	伊藤忠商事株式会社 理事 (現任)
2011年 4 月	株式会社ファミリーマート 取締役常務執行役員 総合企画部	2019年10月	株式会社アドインテ 取締役 (非常勤) (現任)
2013年 3 月	同社取締役常務執行役員 商品本部長 兼 物流・品質管理本部長	2020年 3 月	株式会社Indigo Blue シニア パートナー (現任)
2015年 3 月	同社取締役常務執行役員 新規事業開発本部長	2023年 6 月	当社社外取締役 (現任)

所有する当社株式の数

1,000株

在任年数 (本総会終結時)

3 年

取締役会出席状況

17/17回

重要な兼職の状況

株式会社アドインテ 取締役 (非常勤)

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

玉巻裕章氏は、総合商社に始まり長年にわたり豊富で多様な経営経験を有しており、これまでに培ってきた経験を独立した立場から、当社の経営の監督に活かせると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 玉巻裕章氏は社外取締役候補者であります。
3. 玉巻裕章氏は、現在、当社の社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、玉巻裕章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は玉巻裕章氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の締結について
当社は、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員です。本議案でお諮りする取締役候補者の八木隆夫氏、三橋大作氏、藤本貴史氏、長戸隆之氏、杉岡弘康氏、平松帝人氏及び玉巻裕章氏は既に当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。
- 【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】
- ①被保険者の実質的な保険料負担割合
保険料は全額当社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。
- ②填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補します。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど一定の免責事由があります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者一覧

候補者 番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	 やぎ 八木 たか お 隆 夫	代表取締役 社長執行役員	再任
2	 みつ はし 三橋 だい さく 大 作	取締役 常務執行役員 アパレル第二本部長 兼 リテール本部長 兼 事業支援本部長	再任
3	 ふじ もと 藤本 たか ふみ 貴 史	取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長	再任
4	 なが と 長戸 たか ゆき 隆 之	取締役 上席執行役員 グローバルマテリアル本部長 兼 (株)ヴィオレッタ 代表取締役社長	再任
5	 すぎ おか 杉岡 ひろ やす 弘 康	上席執行役員 ブランド本部長 兼 (株)WEAVA 代表取締役社長	新任
6	 ひら まつ 平松 きみ と 帝 人	上席執行役員 経営統括本部長	新任
7	 たま まき 玉巻 ひろ あき 裕 章	取締役	再任 社外 独立

再任

再任取締役候補者

新任

新任取締役候補者

社外

社外取締役候補者

独立

独立役員

ご参考		当社の取締役期待する分野・専門性				
氏名	 会社経営 企業戦略	 事業・ マーケティング	 国際性・ 海外ビジネス	 ガバナンス・ リスクマネジメント	 財務・会計	 サステナビリティ・ ダイバーシティ
八木 隆夫	○		○	○		○
三橋 大作		○	○	○		○
藤本 貴史		○	○	○		○
長戸 隆之		○	○	○		○
杉岡 弘康		○	○	○		○
平松 帝人				○	○	○
玉巻 裕章 [社外・独立]	○	○	○			○

※ 各取締役の有するスキルは、すべてのスキルを表すものではありません。
また、社外取締役の事業の知見は経験した異業種を指しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である取締役の山本浩志氏の補欠として、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

なか にし あつし

中西 淳 (1964年9月28日生)



略歴、地位及び担当

1987年4月 株式会社八木商店（現株式会社ヤギ）入社

2019年4月 当社総務部門 物流部長

2021年10月 当社内部統制 グループ長（現任）

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

中西淳氏は、当社において、内部統制部門などコーポレートガバナンスにおける業務経験を積み、相応の知見を有することから、当社の監査・監督機能の強化に寄与できると判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

所有する当社株式の数

5,300株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けることによって被る損害について填補することとしております(但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は除く)。中西淳氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017年6月29日開催の第105期定時株主総会において、年額6億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。また、これとは別に、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、2025年6月27日開催の第113期定時株主総会において、年額1億4千万円以内、譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の総数を年4万4千株以内とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬の一部を業績連動型譲渡制限付株式報酬に改定することにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役の株式報酬は、Ⅰ：業績に連動しない譲渡制限付株式報酬（以下「リストラクテッド・ストック」という。）、Ⅱ：業績連動型譲渡制限付株式報酬の2種類となります（Ⅰ、Ⅱの報酬制度を総称して以下「本制度」という。）。

本議案の内容は、上記の目的を達成するために必要かつ合理的な内容となっております。また、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告Ⅱ．会社の現況に関する事項3．会社役員に関する事項（2）取締役の報酬等に記載のとおりであり、本議案の承認可決を条件として、その内容を、本議案に記載のとおり変更することを予定しております（変更後の方針については、【ご参考】に記載のとおりです）。しかるところ、本議案の内容は、変更後の当該方針に沿って報酬等を支給するために必要かつ合理的なものであるため、本議案の内容は相当であると判断しております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる取締役は6名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1)	対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）
(2)	株式報酬の付与のために支給する金銭報酬の総額	リストラクテッド・ストック及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の合計で年額2億6千万円を上限とします。
(3)	対象取締役に交付される当社普通株式の上限・1株当たりの払込金額	リストラクテッド・ストック及び業績連動型譲渡制限付株式報酬の合計で年4万株（注）以内とします（ただし、本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限が合理的に調整されるものとします。）。 対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、上記（2）の範囲内で付与された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとします。 1株当たりの払込金額は、取締役会決議日の前営業日における当社の普通株式の終値とします（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値とします。）。

(4)	対象取締役に交付される 当社普通株式の算定方法	■ リストリクテッド・ストック 毎年一定の時期に、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案して決定した基準株式数に相当する数の当社の普通株式を交付します。 ■ 業績連動型譲渡制限付株式報酬 当社の取締役会で定める業績評価期間（初回を2026年4月1日から2027年3月31日とし、以降、毎年の事業年度とする予定です。）の経過後、業績評価期間における業績の達成度等に応じた支給率に対象取締役の役位に基づいて定めた報酬額を乗じた金額を金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権を1株当たりの払込金額で除した値に相当する数の当社の普通株式を交付します。 なお、業績評価期間において当社または当社グループ会社に損害を与える等、一定の非違行為があった場合は業績連動型譲渡制限付株式報酬を交付しないこととします。また、業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併その他の組織再編等がなされる場合、当社取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、業績連動型譲渡制限付株式報酬に代えて、業績評価期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします（ただし、その金額は上記（2）の範囲内とします。）。
(5)	譲渡制限期間	割当を受けた日より20年間から30年間までの間で、当社の取締役会が予め定める期間とします。

（注）当社は2026年5月11日付「株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更に関するお知らせ」において、効力発生日を2026年7月1日とする株式分割（以下「本株式分割」といい、その概要は2026年6月30日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の保有する普通株式を、1株につき3株の割合をもって分割するものです。）を開示しており、本株式分割の効力発生後は年12万株となります。

3. 対象取締役に交付される当社の株式に係る譲渡制限契約

本議案による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1)譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より20年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)退任時の取り扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社または当社の子会社の取締役、執行役員、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、使用人、顧問または相談役、その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡、その他当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（2）に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5)組織再編等における取り扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6)その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

【ご参考】 本議案が原案どおりに承認可決された場合に、取締役会で決議を予定する変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

第115期（2027年3月期）における当社の取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容は以下

((a)～(h)) のとおりです。

(a) 決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関し、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会への諮問・答申を経たうえで2026年6月27日開催の取締役会において決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する決議内容は次のとおりです。

(b) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。報酬の内訳としては固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等にて構成され、監査監督機能を担う取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み固定報酬のみを支払うこととしております。これらの報酬体系及び水準の妥当性については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において継続的に検証を行うものとしております。

(c) 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、代表取締役、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）とも、会社の業績、その貢献具合等を勘案し、代表取締役が原案を決め、指名・報酬委員会への諮問・答申を経たうえで、取締役会において決定することとしております。

(d) 業績指標の内容、業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等の額については、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割と担当範囲を考慮したうえで係数を設定し、担当範囲の経常利益の実績に乗じたうえで、最終的な経営成果である当期純利益も加味して算出するものとする。この算定にあたっては、指名・報酬委員会への諮問・答申を経て、取締役会において決定することとしております。

(e) 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額もしくは数または算定方法の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を付与する非金銭報酬制度を設けることとしております。当該譲渡制限付株式報酬は、Ⅰ：業績に連動しない譲渡制限付株式報酬（以下「リストラクテッド・ストック」という。）、Ⅱ：業績連動型譲渡制限付株式報酬の２種類です。

個別の割当数については、指名・報酬委員会への諮問・答申に基づき、取締役会において決定します。なお、譲渡制限付株式報酬の額及び数は第114期定時株主総会で決議されたとおり、固定報酬及び業績連動報酬等の報酬枠とは別枠として、総額は年額2億6千万円以内、総数は年4万株（普通株式）以内としております。

(f) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する固定報酬の額、業績連動報酬等の額、または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針に関する方針

固定報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、過去の慣例・慣習を元にしつつ、指名・報酬委員会においてその妥当性を検討したうえで決定しております。

なお、固定報酬と業績連動報酬等の支給割合は概ね45%対55%とし、業績連動報酬等に関しては上記(d)に記載の指標達成度等により0～200%の振幅を設けることとしております。固定報酬及び業績連動報酬等を合わせた報酬枠は第105期定時株主総会で決議されたとおり、年額6億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）としております。

また、非金銭報酬等である譲渡制限付株式の付与数については、Ⅰ：リストラクテッド・ストックは、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割に応じて指名・報酬委員会への諮問・答申を経て、取締役会において決定することとしております。また、Ⅱ：業績連動型譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役会で定める業績評価期間の経過後、業績評価期間における業績の達成度等に応じた支給率に対象取締役の役位に基づいて定めた報酬額を乗じた金額を金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権を1株当たりの払込金額で除した値に相当する数の当社の普通株式を交付します。リストラクテッド・ストック及び業績連動型譲渡制限付株式報酬は、固定報酬及び業績連動報酬等の報酬枠とは別枠として上記（e）に記載のとおり、総額は年額2億6千万円以内、総数は年4万株（普通株式）以内としております。

- (g) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して報酬等を与える時期に関する方針
以下いずれの報酬の決定においても、指名・報酬委員会への諮問・答申を経るものとしております。
- ・ 固定報酬
6月の定時株主総会後に開催される取締役会にて決議します。内容としては月払いする部分及び12月に支払う賞与部分としております。
 - ・ 業績連動報酬等
6月の定時株主総会後に開催される取締役会にて決議し、翌日支払うこととしております。
 - ・ 非金銭報酬等であるリストラクテッド・ストック
6月の定時株主総会後、1ヶ月以内に開催される取締役会で決議し、その翌月に付与することとしております。
 - ・ 非金銭報酬等である業績連動型譲渡制限付株式報酬
取締役会で定める業績評価期間（毎年の事業年度）の経過後の6月の定時株主総会後、1ヶ月以内に開催される取締役会で決議し、その翌月に付与することとしております。
- (h) その他（(a)に含まれていない事項）
監査等委員である取締役の報酬限度額は第105期定時株主総会で決議されたとおり、年額8千万円以内としております。

(各報酬構成要素の概要)

報酬の種類	概要						
固定報酬	[各役位の会社の業績とその貢献具合等に応じて設定する固定報酬] 代表取締役が原案を決め、指名・報酬委員会への諮問・答申を経たうえで、取締役会において決定し、月払い及び12月に支払う定期同額賞与						
業績連動報酬	[各事業年度における事業規模と収益性に係る業績目標の達成を促すことを目的とした現金報酬] 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割と担当範囲を考慮したうえで係数を設定し、担当範囲の経常利益の実績に乗じて算出する。また、最終的な経営成果である当期純利益も加味して、指標達成度等により0～200%の振り幅を設ける。この算定にあたっては、指名・報酬委員会への諮問・答申を経て、取締役会において決定し、年1回6月に支給						
リストラク テッド・ ストック	[当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的とした業績に連動しない譲渡制限付株式報酬] 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割に応じて指名・報酬委員会への諮問・答申を経て、取締役会において決定し、年1回8月に交付。交付された株式の譲渡制限期間は、割当を受けた日より20年間で30年間までの間で、当社の取締役会が予め定める期間とする。						
業績連動型 譲渡制限付 株式報酬	[中長期的な業績目標の達成に向けた毎事業年度の業績指標の達成による株主価値の向上を促すことを目的とした株式報酬] 連結ROEを業績評価指標とし、毎事業年度の目標値に対する達成度に応じて係数を設定し、各業績評価期間の終了後に譲渡制限付株式を交付。ROEの達成度による係数は下表のとおり						
	達成率	120% 以上	110% 以上	100% 以上	90% 以上	80% 以上	80% 未満
	係数	1.4	1.2	1.0	0.8	0.6	0
譲渡制限の期間は、リストラクテッド・ストックと同じ							

以上

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、金融政策の正常化に伴う金利上昇局面への移行など構造的な変化が見られたものの、景気は緩やかな回復基調で推移しました。企業による継続的な賃上げの実施により雇用・所得環境の改善が進み、個人消費にも力強さが見られました。一方で、中東情勢やウクライナ情勢の長期化による資源価格の変動や、物価上昇など、依然として先行きが不透明な状況が続いております。

このような経営環境のもと当社グループは、3ヵ年の中期経営計画2026「Heritage to the future」の総仕上げに向け、持続的成長の基盤づくりに注力し、「事業」「グローバル」「グループ経営」「人材」「ESG」の5つを基本戦略として取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高85,934百万円（前期比3.1%増）、営業利益4,228百万円（前期比18.3%増）、経常利益4,824百万円（前期比28.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,670百万円（前期比39.8%増）となりました。

売上高

第113期
2025年3月期

83,376百万円



第114期
2026年3月期

85,934百万円

営業利益

第113期
2025年3月期

3,572百万円



第114期
2026年3月期

4,228百万円

経常利益

第113期
2025年3月期

3,766百万円



第114期
2026年3月期

4,824百万円

親会社株主に帰属する当期純利益

第113期
2025年3月期

2,625百万円



第114期
2026年3月期

3,670百万円

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、当社グループは組織変更に伴い、第1四半期連結会計期間より「ライフスタイル事業」に含めていた一部の事業組織を「マテリアル事業」に、「マテリアル事業」に含めていた一部の事業組織を「アパレル事業」にそれぞれ変更しております。加えて、第3四半期連結会計期間より「アパレル事業」に含めていた一部の事業組織を「マテリアル事業」に変更しております。このため、前連結会計年度との比較については、変更後の区分方法に組み替えて比較を行っております。

（１）マテリアル事業

マテリアル事業におきましては、国内外ともに依然として厳しい市場環境が継続しました。

天然繊維は、国内市場が停滞するなか、当社の強みであるオーガニック Cotton の販売が堅調に推移したほか、海外向け販売も好調に推移しました。

生地は、百貨店向け等の受注が減少したものの、海外販売人員の増員及び営業活動の強化が奏功し、売上高の確保に寄与しました。

作業用手袋関連素材は、提案商材の拡充により売上確保に努めたものの、地政学リスクに伴う原料価格高騰への懸念に加え、競合他社との価格競争激化により主力商材が苦戦したことなどにより、減収となりました。

ダストコントロール商材は、新規施策の推進が売上の寄与につながったものの、既存主力商品の生産調整の継続による影響を補うには至らず、減益となりました。

この結果、売上高は24,725百万円（前期比3.4%減）、セグメント利益（経常利益）は589百万円（前期比20.9%減）となりました。

（２）ライフスタイル事業

化粧雑貨市場は、訪日外国人客の増加に伴うインバウンド需要の回復を受け、国内市場は堅調に推移しましたが、主要取引先向けの販売が低調となったことで減収となりました。

タオル事業は、国内市場の縮小や製造コストの上昇といった厳しい環境が継続しました。これに対し、適正な価格転嫁の推進に加え、高付加価値商品の販売強化に注力したことが奏功し、増収となりました。

この結果、売上高は4,913百万円（前期比3.5%増）、セグメント利益（経常利益）は443百万円（前期比5.9%増）となりました。

（３）アパレル事業

アパレル事業におきましては、円安基調の継続に加え、物流費やエネルギーコストの上昇が利益を圧迫する厳しい環境となりました。一方で、記録的な猛暑及び暖冬といった気候変動への対応、及び科学的根拠に基づくヘルスケアへの関心の高まりを背景に、高機能性素材へのニーズが一段と加速しました。

こうした中で、主力であるOEM事業では、高機能・高付加価値商材を軸とした製品提案を強化しました。特にインナー分野における戦略的な取り組みが奏功し、既存取引先との深耕が進展しました。

この結果、売上高は44,341百万円（前期比1.8%増）、セグメント利益（経常利益）は3,508百万円（前期比18.6%増）となりました。

（４）ブランド・リテール事業

ブランド・リテール事業におきましては、年間を通して天候不順の影響を受けたものの、前年度に開店した銀座旗艦店などの通期稼働に加え、戦略的な新規出店を推進しました。こうした中で、ブランド事業は、KOL（インフルエンサー）と連動したプロモーションやパリでのプレゼンテーション実施といった積極的な宣伝広告活動を展開し、国際的な認知度向上に努めました。これらの施策が奏功し、買い上げ客数及び客単価がともに上昇したことで、売上高は堅調に推移しました。

この結果、売上高は13,348百万円（前期比25.3%増）、セグメント利益（経常利益）は2,006百万円（前期比93.6%増）となりました。

（５）不動産事業

賃貸事業において、前年度の新規テナント成約により売上が増加しました。積極的な設備投資を行いつつも、不採算事業から撤退するなど事業の選択と集中が進んだことで利益は増加しました。

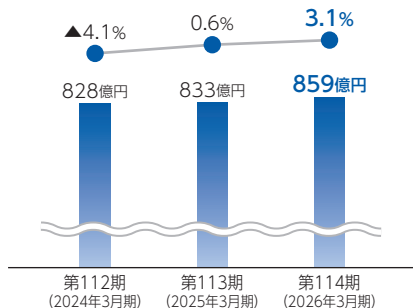
この結果、売上高は895百万円（前期比3.2%増）、セグメント利益（経常利益）は313百万円（前期比4.3%増）となりました。

IRハイライト

3ヵ年業績推移(連結)

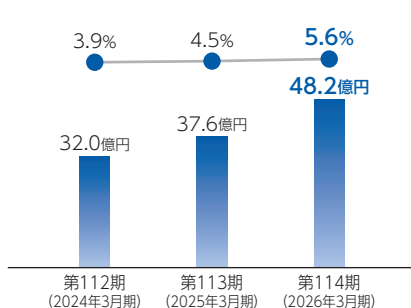
売上高

■売上高 ●売上高成長率



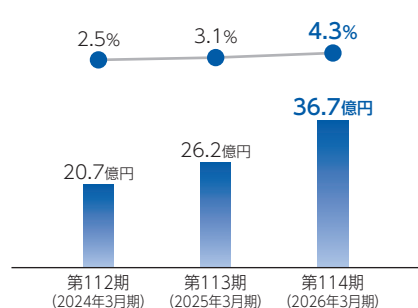
経常利益

■経常利益 ●経常利益率



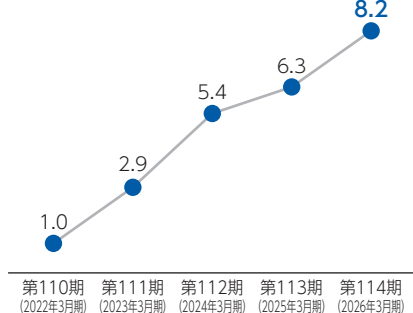
親会社株主に帰属する当期純利益

■親会社株主に帰属する当期純利益 ●当期純利益率

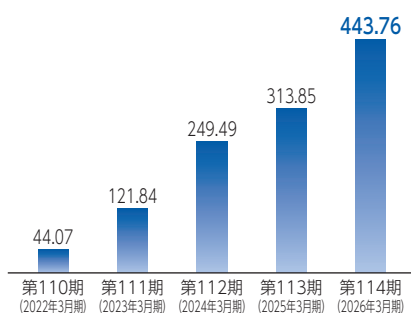


IR指標(連結)

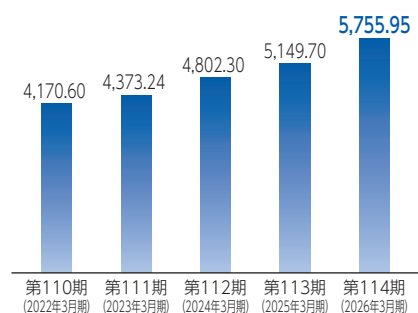
ROE



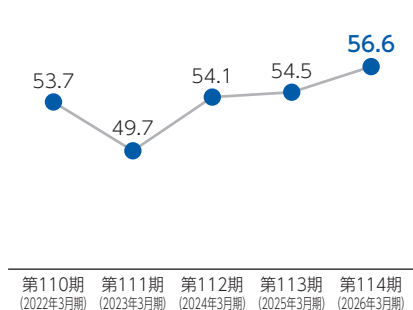
EPS



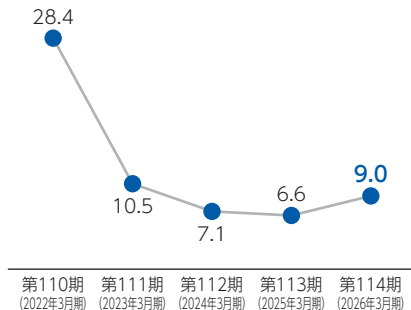
BPS



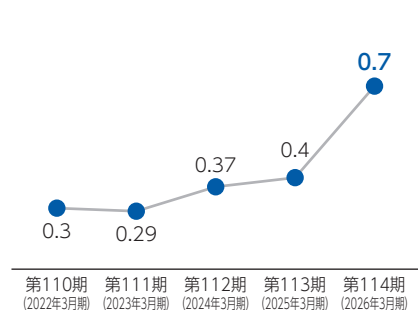
自己資本比率



PER ※期末時点



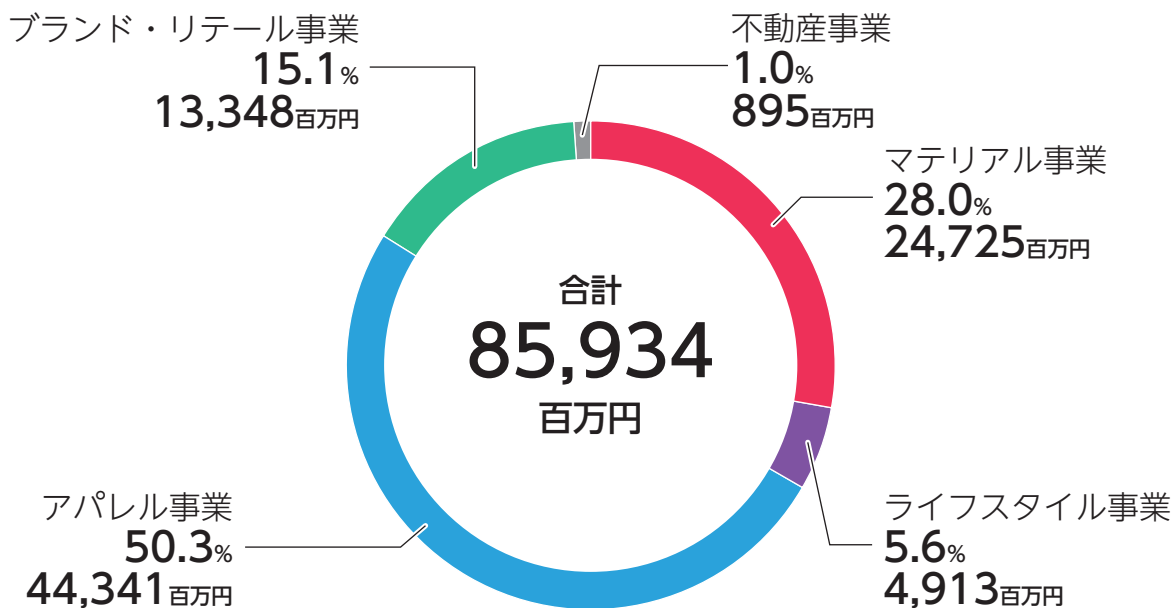
PBR ※期末時点



セグメント別の概況

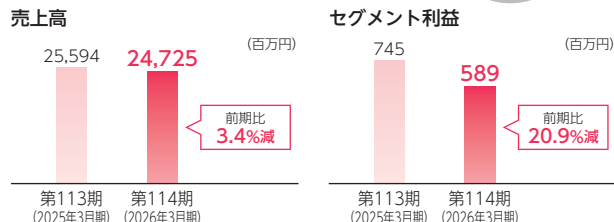
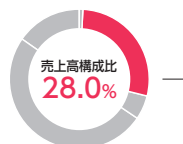
セグメント別売上高

区 分		金額（百万円）	構成比（％）
マ テ リ ア ル 事 業		24,725	28.0
ラ イ フ ス タ イ ル 事 業		4,913	5.6
ア パ レ ル 事 業		44,341	50.3
ブ ラ ン ド ・ リ テ ー ル 事 業		13,348	15.1
不 動 産 事 業		895	1.0
合	計	88,225	100.0
調	整	△2,290	—
連	結	85,934	—



セグメント別の概況

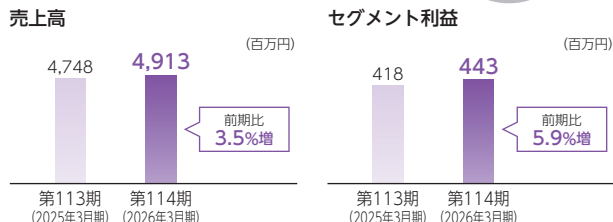
マテリアル事業



減収減益

- 主要取引先の生産・在庫調整などにより売上が減少
- サステナブル原料が引き続き好調で、海外向けも堅調に推移

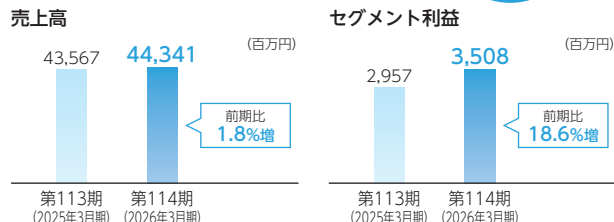
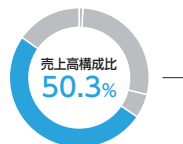
ライフスタイル事業



増収増益

- 化粧雑貨は、国内市場が堅調に推移したものの主要取引先の在庫調整などにより売上が減少
- タオル事業は販路拡大及び高付加価値商品の販売強化により売上が増加

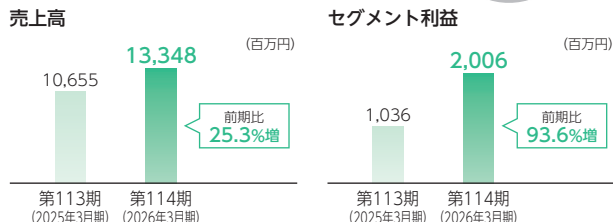
アパレル事業



増収増益

- 高機能・高付加価値商材を軸とした製品提案が奏功
- 展示会出展など営業活動を強化したことで新規顧客基盤が拡大

ブランド・リテール事業



増収増益

- 前年度に開店した銀座旗艦店などの通期稼働に加え、戦略的な新規出店が売上に貢献
- KOL（インフルエンサー）と連動したプロモーション施策などが奏功し、買い上げ客数・単価が共に増加

詳しくは当社ウェブサイトの「投資家情報」をご覧ください。
<https://www.yaginet.co.jp/ja/ir/index.html>



2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、1,668百万円であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、「Business to Belief」の理念のもと、前中期経営計画において構築した経営基盤をさらに深化・拡大させ、業界内での独自ポジションと持続可能な競争優位を確立すべく、2029年度を最終年度とする「中期経営計画2029」を策定いたしました。

当社グループが今後優先的に取り組むべき課題は以下のとおりです。

(1) 「事業ポートフォリオの変革」による収益構造の転換

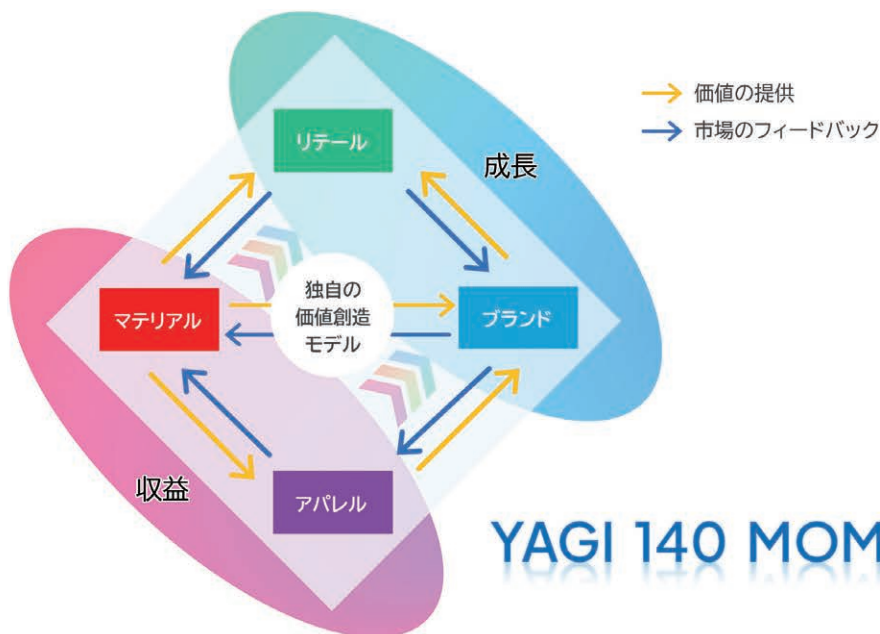
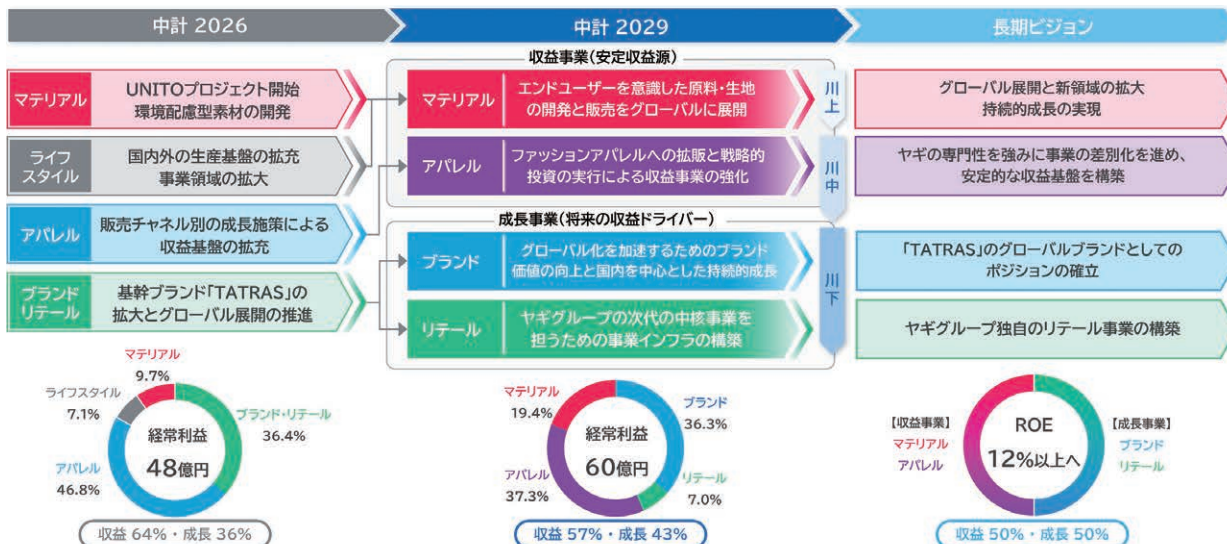
当社グループは、当期よりセグメント体制を刷新し、マテリアルセグメント及びアパレルセグメントを「収益事業」、ブランドセグメント及びリテールセグメントを「成長事業」と明確に定義いたしました。収益事業において着実に稼ぎ出した利益を、将来の収益の柱となる成長事業へ戦略的に再配分することで、事業ポートフォリオのシフトを図り、持続的な高収益構造への転換を加速させてまいります。

(2) 独自の価値創造モデル「YAGI 140 MOMENTUM」の推進

これまでの垂直統合型モデルから、各セグメントが有機的に繋がる循環型モデル「YAGI 140 MOMENTUM」への再構築を推進いたします。川上のマテリアルセグメントが保有する素材・情報を、アパレル、リテール、ブランドの各セグメントへダイレクトに繋いで付加価値を最大化させるとともに、現場で得たエンドユーザーのニーズを最上流へと還流させる循環を確立いたします。この連鎖的な価値創造により、他社には模倣困難な強みを創出し、成長事業の牽引力としてまいります。

(3) 資本効率の向上と株主還元強化

「中期経営計画2029」において、連結売上高960億円、経常利益60億円、ROE10%の達成を掲げ、PBR1倍超を目指してまいります。また、創業140周年を迎える2034年を見据えた長期ビジョンとしてROE12%を掲げ、資本効率を意識した経営を徹底することで、中長期的な企業価値の向上と株主還元への期待に応えてまいります。



YAGI 140 MOMENTUM

持続可能な競争優位の確立

「中期経営計画2026」をさらに深化・拡大し、業界内で独自ポジションを確立。



中期経営計画の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.yaginet.co.jp>)の「投資家情報」をご覧ください。

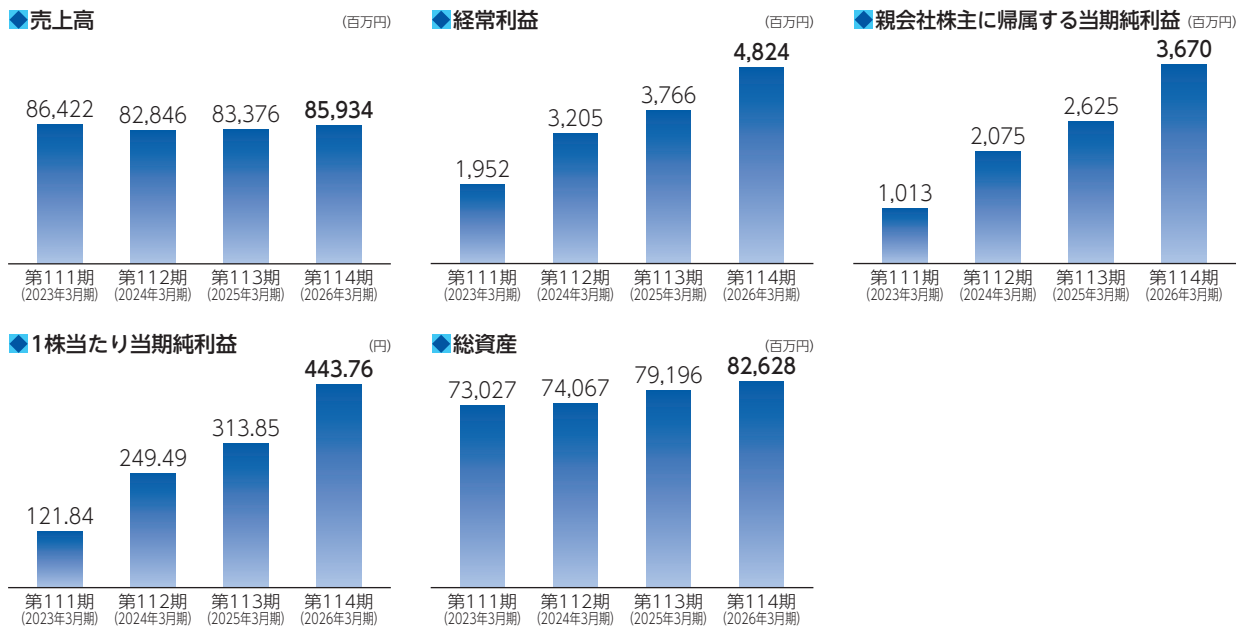
5. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第111期 (2023年3月期)	第112期 (2024年3月期)	第113期 (2025年3月期)	第114期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	86,422	82,846	83,376	85,934
経常利益 (百万円)	1,952	3,205	3,766	4,824
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,013	2,075	2,625	3,670
1株当たり当期純利益	121円84銭	249円49銭	313円85銭	443円76銭
総資産 (百万円)	73,027	74,067	79,196	82,628

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）によって算出しております。

2. 1株当たり当期純利益の算定上、株主資本において自己株式として計上されている従業員向け株式交付信託（RS信託）が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（前連結会計年度173千株、当連結会計年度148千株）



(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

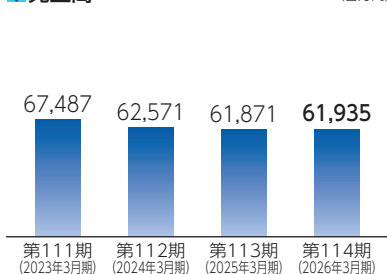
区 分	第111期 (2023年3月期)	第112期 (2024年3月期)	第113期 (2025年3月期)	第114期 (当事業年度) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	67,487	62,571	61,871	61,935
経常利益 (百万円)	530	1,730	2,363	2,513
当期純利益 又は当期純損失 (百万円)	△116	1,343	1,796	2,166
1株当たり当期純利益 又は当期純損失	△14円03銭	161円47銭	214円73銭	261円92銭
総資産 (百万円)	65,395	65,534	68,549	70,380

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）によって算出しております。

2. 1株当たり当期純利益の算定上、株主資本において自己株式として計上されている従業員向け株式交付信託（RS信託）が所有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。（前事業年度173千株、当事業年度148千株）

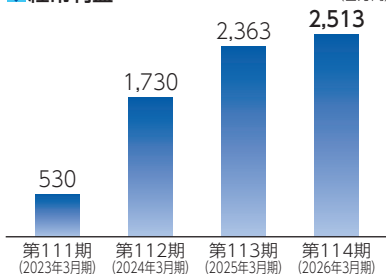
◆売上高

(百万円)



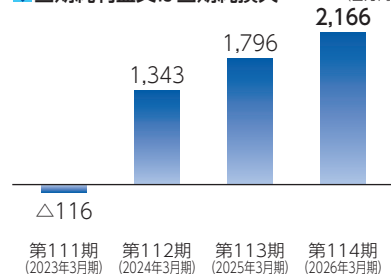
◆経常利益

(百万円)

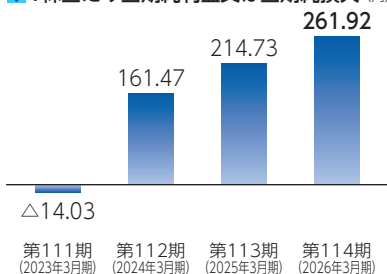


◆当期純利益又は当期純損失

(百万円)

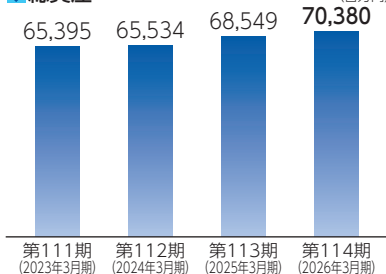


◆1株当たり当期純利益又は当期純損失 (円)



◆総資産

(百万円)



6. 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
日 本 パ フ 株 式 会 社	50百万円	100.00%	化粧用パフ及び外衣製造
株 式 会 社 ヴ ィ オ レ ッ タ	95百万円	100.00%	ラッセル編物の製造・販売
YAGI & CO.,(H.K.)LTD.	32百万香港ドル	100.00%	繊維製品及びその原料の輸出入販売
株 式 会 社 マ ル ス	60百万円	100.00%	不動産賃貸業
株 式 会 社 W E A V A	100百万円	100.00%	衣料品の製造・販売
イ チ メ ン 株 式 会 社	50百万円	100.00%	アパレル向け生地・製品の企画販売
山 弥 織 物 株 式 会 社	10百万円	100.00%	撚糸・織物の製造・販売
ツ バ メ タ オ ル 株 式 会 社	20百万円	100.00%	タオルの製造・販売
九州ツバメタオル株式会社	20百万円	100.00%	タオルの販売
T A T R A S S . R . L .	157.5万ユーロ	100.00%	衣料品の製造・販売
株 式 会 社 S O M I C	5百万円	100.00%	衣料品等繊維製品の販売
日帕化粧用具（嘉善）有限公司	11百万人民币元	100.00%	化粧用パフ製造
八木貿易（深圳）有限公司	144.2万人民币元	100.00%	繊維製品及びその原料の輸出入販売
PROGRESS(THAILAND)CO., LTD.	200万バーツ	49.00%	繊維製品及びその原料の輸出入販売
YAGI VIETNAM COMPANY L I M I T E D	2,272百万 ベトナムドン	100.00%	繊維製品及びその原料の輸出入販売
譜洛革時（上海）貿易有限公司	36百万人民币元	100.00%	繊維製品及び生地の輸出入販売
PT.YAGI INTERNATIONAL I N D O N E S I A	5,800百万 インドネシアルピア	100.00%	繊維製品及びその原料・生地の輸出入販売
YAGI INTERNATIONAL INC.	3.3百万ドル	100.00%	繊維製品及び生地の輸出入販売
Y A G I U S A L L C	0.5百万ドル	100.00%	繊維製品及び生地の輸出入販売
Nihon Puff Lao Sole Co., Ltd.	42,985百万 ラオスキープ	100.00%	化粧用パフ製造
Y A G I I T A L Y S . R . L .	50万ユーロ	100.00%	繊維製品及び生地の輸出入販売
YAGI INTERNATIONAL INDIA PRIVATE LIMITED.	30百万 インドルピー	100.00%	繊維製品及びその原料の輸出入販売

(注) 1 当連結会計年度より、株式の取得に伴い九州ツバメタオル株式会社を連結の範囲に含めております。

2 八木貿易（深圳）有限公司は、当連結会計年度に有償減資を行い資本金が減少しております。

3 譜洛革時（上海）貿易有限公司は、当連結会計年度に無償減資を行い資本金が減少しております。

4 Nihon Puff Lao Sole Co., Ltd. は、当連結会計年度に有償増資を行い資本金が増加しております。

5 YAGI INTERNATIONAL INDIA PRIVATE LIMITED. は、当連結会計年度に有償増資を行い資本金が増加しております。

II. 会社の現況に関する事項

1. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 45,568,000株
(2) 発行済株式の総数 8,269,453株 (自己株式 870,547株を除く)
(3) 株主数 2,779名
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
ヤギ共栄会	928千株	11.23%
ハ木隆夫	417	5.05
株式会社みずほ銀行	410	4.96
株式会社三井住友銀行	380	4.60
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	347	4.20
株式会社三菱UFJ銀行	305	3.69
立花証券株式会社	300	3.64
清原達郎	246	2.98
クロスプラズ株式会社	229	2.77
ヤギ従業員持株会	215	2.60

(注) 持株比率は自己株式 (870,547株) を控除して計算しております。なお、当社は「従業員向け株式交付信託 (R S 信託)」制度を導入しており、本制度に係る信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託口) が所有する当社株式148,100株は、自己株式に含めておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社及び当社子会社の役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
当社の取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	28,000株	6名
当社の取締役を兼務しない執行役員	4,000株	3名
当社子会社の取締役 (当社からの出向者を除く。)	1,300株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (2) 取締役の報酬等のa.(e)」に記載しております。

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 員 社 長 執 行 役 員	八 木 隆 夫	
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	山 岡 一 朗	コーポレート本部長 YAGI INTERNATIONAL INC. 取締役 YAGI USA LLC マネージャー
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	三 橋 大 作	アパレル第二本部長 兼 ブランド・リテール 本部長 株式会社マルス 取締役 株式会社WEAVA 取締役 YAGI ITALY S.R.L. 取締役
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	藤 本 貴 史	アパレル第一本部長 兼 第三事業部長 株式会社SOMIC 代表取締役社長
取 締 役 員 上 席 執 行 役 員	八 木 靖 之	ライフスタイル本部長 日本パフ株式会社 取締役 ツバメタオル株式会社 取締役
取 締 役 員 上 席 執 行 役 員	長 戸 隆 之	グローバルマテリアル本部長 株式会社ヴィオレッタ 代表取締役社長 イチメン株式会社 取締役
取 締 役	玉 巻 裕 章	株式会社アドインテ 取締役 (非常勤)
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	山 本 浩 志	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	池 田 佳 史	弁護士法人栄光 代表社員 株式会社イートアンドホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 山 茂 和	株式会社ハイデイ日高 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	栗 山 由 美	日本貿易振興機構 (ジェトロ) 海外事業開発 専門家パートナー

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

(1) 就任

2025年6月27日開催の第113期定時株主総会において、長戸隆之氏は取締役に栗山由美氏は取締役（監査等委員）に新たに選任され就任しました。

(2) 退任

2025年6月27日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって、熊谷弘氏は取締役（監査等委員）を任期満了により退任しました。

2. 取締役玉巻裕章、取締役（監査等委員）池田佳史、小山茂和及び栗山由美の各氏は社外取締役であります。
3. 取締役玉巻裕章、取締役（監査等委員）池田佳史、小山茂和及び栗山由美の各氏につきましては、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会の活動の実効性を確保するためには常勤者の監査が必要と判断し、山本浩志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役（常勤監査等委員）山本浩志氏は、長年にわたる営業経験と管理部門全般の幅広い業務に従事し、当社の事業活動における慣行・仕組みについて相当の知見を有するものであります。
6. 社外取締役（監査等委員）池田佳史氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有するものであります。
7. 社外取締役（監査等委員）小山茂和氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有するものであります。
8. 社外取締役（監査等委員）栗山由美氏は、グローバルビジネスにおけるマーケティング、戦略立案や事業開発等の分野に関する知見を有するものであります。
9. 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
三 橋 大 作	取締役 常務執行役員 アパレル第二本部長 兼 ブランド・リテール本部長	取締役 常務執行役員 ブランド・リテール本部長	2025年4月1日
藤 本 貴 史	取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長	取締役 常務執行役員 アパレル本部長	2025年4月1日
	取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長 兼 第三事業部長	取締役 常務執行役員 アパレル第一本部長	2026年1月1日

(2) 取締役の報酬等

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

(a) 決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関し、取締役会の諮問機関である指名・報酬委員会の審議・答申を経たうえで2025年8月29日開催の取締役会において決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該決定方針と整合していることを確認しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する決議内容は次のとおりです。

(b) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するようにするとともに、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。報酬の内訳としては固定報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等にて構成され、監査監督機能を担う取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み固定報酬のみを支払うこととする。これらの報酬体系及び水準の妥当性については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会において継続的に検証を行うものとする。

(c) 固定報酬の個人別の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬は、代表取締役、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）とも、会社の業績、その貢献具合等を勘案し、代表取締役が原案を決め、指名・報酬委員会への諮問・答申を経たうえで、取締役会において決定することとする。

(d) 業績指標の内容、業績連動報酬等の額または数の算定方法の決定方針

業績連動報酬等の額については、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割と担当範囲を考慮したうえで係数を設定し、担当範囲の経常利益の実績に乗じたうえ、最終的な経営成果である当期純利益も加味して算出するものとする。この算定にあたっては、指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会において決定することとする。

(e) 非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額もしくは数または算定方法の決定方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を付与する非金銭報酬制度を設けることとする。個別の割当数については、指名・報酬委員会の答申

に基づき、取締役会において決定する。なお、譲渡制限付株式報酬の額及び数は第113期定時株主総会で決議されたとおり、固定報酬及び業績連動報酬等の報酬枠とは別枠として、総額は年額1億4千万円以内、総数は年4万4千株（普通株式）以内とする。

- (f) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する固定報酬の額、業績連動報酬等の額、または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針に関する方針
固定報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、過去の慣例・慣習を元にしつつ、指名・報酬委員会においてその妥当性を検討したうえで決定する。

なお、固定報酬と業績連動報酬等の支給割合は概ね45%対55%とし、業績連動報酬等に関しては上記(d)に記載の指標達成度等により0～200%の振り幅を設けることとする。固定報酬及び業績連動報酬等を合わせた報酬枠は第105期定時株主総会で決議されたとおり、年額6億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とする。

また、非金銭報酬等である譲渡制限付株式の付与数は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割に応じて指名・報酬委員会の審議・答申を経て、取締役会において決定することとし、固定報酬及び業績連動報酬等の報酬枠とは別枠として上記（e）に記載のとおり、総額は年額1億4千万円以内、総数は年4万4千株（普通株式）以内とする。

- (g) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して報酬等を与える時期に関する方針
以下いずれの報酬の決定においても、指名・報酬委員会の審議・答申を経るものとする。

- ・ 固定報酬

6月の定時株主総会後に開催される取締役会にて決議する。内容としては月払いする部分及び12月に支払う賞与部分とする。

- ・ 業績連動報酬等

6月の定時株主総会後に開催される取締役会にて決議し、翌日支払うこととする。

- ・ 非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬

6月の定時株主総会後、1ヶ月以内に開催される取締役会で決議し、その翌月に付与することとする。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	393 (6)	170 (6)	143 (－)	79 (－)	7 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	19 (10)	19 (10)	－ (－)	－ (－)	5 (4)
合 計 （うち社外役員）	413 (17)	190 (17)	143 (－)	79 (－)	12 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等に係る業績指標は個別・連結での当期純利益であり、その実績は2,166百万円（個別）、3,670百万円（連結）であります。当該指標を選択した理由は企業の収益や企業価値を評価するのに適しており、報酬に連動させることが適切であると判断したためであります。また当社の業績連動報酬は各取締役（監査等委員を除く。）の担当範囲を考慮して算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、「Ⅱ.3.（2）a.（e）非金銭報酬等の内容、非金銭報酬等の額もしくは数または算定方法の決定方針」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「Ⅱ.1.（5）当事業年度中に職務執行の対価として当社及び当社子会社の役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
4. 取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬の限度額は、2017年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額6億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名です。また金銭報酬とは別枠で2017年6月29日開催の第105期定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額7,000万円以内、株式数の上限を年44,000株以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。さらに、2025年6月27日開催の第113期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額7,000万円以内から1億4,000万円以内へと改定する旨の決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は6名です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第105期定時株主総会において年額8,000万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役3名）です。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその業務につき行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害について填補することとされております。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- (a) 取締役玉巻裕章氏は、株式会社アドインテの取締役（非常勤）であります。なお、同社と当社との間に重要な取引関係等はありません。
- (b) 取締役（監査等委員）池田佳史氏は、弁護士法人栄光の代表社員であります。当社は同法人との間で法律顧問契約を締結しております。また同氏は、株式会社イトアンドホールディングスの社外取締役（監査等委員）であります。なお、同社と当社との間に重要な取引関係等はありません。
- (c) 取締役（監査等委員）小山茂和氏は、株式会社ハイデイ日高の社外取締役（監査等委員）であります。なお、同社と当社との間に重要な取引関係等はありません。
- (d) 取締役（監査等委員）栗山由美氏は、日本貿易振興機構（ジェトロ）海外事業開発専門家パートナーであります。なお、同機構と当社との間に重要な取引関係等はありません。

b. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会及び監査等委員会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査等委員会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 玉巻裕章	17回	100%	—	—
取締役（監査等委員） 池田佳史	17回	100%	15回	100%
取締役（監査等委員） 小山茂和	17回	100%	15回	100%
取締役（監査等委員） 栗山由美	13回	100%	11回	100%

(注) 取締役（監査等委員）栗山由美氏につきましては、2025年6月27日就任以降に開催された取締役会（13回開催）及び監査等委員会（11回開催）への出席回数ならびに出席率を記載しております。

- (b) 取締役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
 - ① 取締役玉巻裕章氏は、取締役会においては、社外取締役として適宜、経営者としての経験から当社の経営上有用な指摘をするとともに意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。

- ② 取締役（監査等委員）池田佳史氏は、取締役会においては、社外取締役（監査等委員）として必要に応じて法律的知識をもとに意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、監査の報告をし、毎回他の監査等委員が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて法律的見地と社外の立場から意見を述べております。
- ③ 取締役（監査等委員）小山茂和氏は、取締役会においては、社外取締役（監査等委員）として必要に応じて金融機関での経験、財務等に関する知見をもとに意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、監査の報告をし、毎回他の監査等委員が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じて金融機関での経験、財務等に関する知見と社外の立場から意見を述べております。
- ④ 取締役（監査等委員）栗山由美氏は、取締役会においては、社外取締役（監査等委員）として必要に応じてグローバルビジネスにおけるマーケティング、戦略立案や事業開発等の分野に関する知見をもとに意見を述べるなど、毎回、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っており、適切な役割を果たしております。監査等委員会においては、監査の報告をし、毎回他の監査等委員が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じてグローバルビジネスにおけるマーケティング、戦略立案や事業開発等の分野に関する知見と社外の立場から意見を述べております。

c. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査等委員である社外取締役の各氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	82,628	(負 債 の 部)	35,882
流 動 資 産	53,335	流 動 負 債	28,131
現 金 及 び 預 金	9,622	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	8,945
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	20,707	電 子 記 録 債 務	837
電 子 記 録 債 権	10,227	短 期 借 入 金	4,410
棚 卸 資 産	10,340	1年内返済予定の長期借入金	5,006
有 価 証 券	135	未 払 金	6,275
そ の 他	2,515	未 払 法 人 税 等	472
貸 倒 引 当 金	△213	賞 与 引 当 金	823
固 定 資 産	29,292	役 員 賞 与 引 当 金	160
有 形 固 定 資 産	5,827	返 金 負 債	67
建 物 及 び 構 築 物	3,656	そ の 他	1,131
土 地	1,371	固 定 負 債	7,750
そ の 他	799	長 期 借 入 金	3,236
無 形 固 定 資 産	367	繰 延 税 金 負 債	2,223
電 話 加 入 権	6	退 職 給 付 に 係 る 負 債	841
ソ フ ト ウ エ ア	147	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	20
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	153	資 産 除 去 債 務	135
そ の 他	60	そ の 他	1,293
投 資 そ の 他 の 資 産	23,098	(純 資 産 の 部)	46,746
投 資 有 価 証 券	13,222	株 主 資 本	40,017
繰 延 税 金 資 産	606	資 本 金	1,088
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,700	資 本 剰 余 金	260
そ の 他	7,320	利 益 剰 余 金	40,340
貸 倒 引 当 金	△753	自 己 株 式	△1,671
資 産 合 計	82,628	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,728
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,349
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	168
		為 替 換 算 調 整 勘 定	629
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	581
		負 債 純 資 産 合 計	82,628

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

科 目		金 額
		百万円
売	上	高
		85,934
売	上	原 価
		58,735
売	上	総 利 益
		27,199
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		22,971
営 業 利 益		4,228
営 業 外 収 益		739
受 取 利 息 及 び 配 当 金		469
持 分 法 に よ る 投 資 利 益		65
そ の 他		204
営 業 外 費 用		143
支 払 利 息		66
そ の 他		77
経 常 利 益		4,824
特 別 利 益		348
固 定 資 産 売 却 益		91
関 係 会 社 株 式 売 却 益		257
特 別 損 失		344
固 定 資 産 処 分 損		232
投 資 有 価 証 券 評 価 損		10
減 損 損 失		21
解 約 違 約 金		80
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,828
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,053
法 人 税 等 調 整 額		104
当 期 純 利 益		3,670
親会社株主に帰属する当期純利益		3,670

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資 産 の 部)	70,380	(負 債 の 部)	36,789
流 動 資 産	40,542	流 動 負 債	29,690
現 金 及 び 預 金	4,475	支 払 手 形	31
受 取 手 形	887	電 子 記 録 債 務	586
電 子 記 録 債 権	9,650	買 掛 金	8,289
売 掛 金	18,147	短 期 借 入 金	9,338
商 品	5,930	1年内返済予定の長期借入金	5,000
前 払 費 用	151	未 払 金	5,245
未 収 入 金	953	未 払 費 用	208
そ の 他 金	561	未 払 法 人 税 等 金	19
貸 倒 引 当 金	△216	預 賞 与 引 当 金	31
固 定 資 産	29,837	役 員 賞 与 引 当 金	492
有 形 固 定 資 産	2,791	返 金 負 債	155
建 築 物	1,871	そ の 他	67
構 築 物	1	固 定 負 債	224
車 両 運 搬 具	18	長 期 借 入 金	7,098
器 具 及 び 備 品	495	繰 延 税 金 負 債	3,200
土 地	398	退 職 給 付 引 当 金	2,014
建 設 仮 勘 定	4	そ の 他	825
無 形 固 定 資 産	70		1,059
電 話 加 入 権	0	(純 資 産 の 部)	33,590
ソ フ ト ウ エ ア	46	株 主 資 本	28,237
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	23	資 本 金	1,088
商 標 権	0	資 本 剰 余 金	225
投 資 そ の 他 の 資 産	26,975	そ の 他 資 本 剰 余 金	225
投 資 有 価 証 券	11,718	利 益 剰 余 金	28,595
関 係 会 社 株 式	7,023	利 益 準 備 金	272
長 期 貸 付 金	5,727	そ の 他 利 益 剰 余 金	28,323
前 払 年 金 費 用	2,047	配 当 準 備 積 立 金	520
そ の 他 金	1,454	建 物 圧 縮 積 立 金	48
貸 倒 引 当 金	△994	別 途 積 立 金	19,400
資 産 合 計	70,380	繰 越 利 益 剰 余 金	8,355
		自 己 株 式	△1,671
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,352
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,188
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	164
		負 債 純 資 産 合 計	70,380

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	61,935
売 上 原 価	45,935
売 上 総 利 益	15,999
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,321
営 業 利 益	1,678
営 業 外 収 益	991
受 取 利 息 及 び 配 当 金	940
そ の 他	50
営 業 外 費 用	156
支 払 利 息	98
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	28
そ の 他	29
経 常 利 益	2,513
特 別 利 益	52
関 係 会 社 株 式 売 却 益	52
特 別 損 失	37
投 資 有 価 証 券 評 価 損	10
関 係 会 社 株 式 評 価 損	27
税 引 前 当 期 純 利 益	2,527
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	165
法 人 税 等 調 整 額	194
当 期 純 利 益	2,166

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株 式 会 社 ヤ ギ
取 締 役 会 御 中

2026年5月21日

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 飛 田 貴 史
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 寛 喜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤギの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤギ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株 式 会 社 ヤ ギ
取 締 役 会 御 中

2026年5月21日

EY新日本有限責任監査法人

大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 飛 田 貴 史
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 山 本 寛 喜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤギの2025年4月1日から2026年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査等委員会の監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第114期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

I. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

1. 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制グループと連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
2. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

II. 監査の結果

1. 事業報告等の監査結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (3) 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

2. 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社ヤギ 監査等委員会

常勤 監査等委員 山 本 浩 志 ㊞

監 査 等 委 員 池 田 佳 史 ㊞

監 査 等 委 員 小 山 茂 和 ㊞

監 査 等 委 員 栗 山 由 美 ㊞

(注) 監査等委員池田佳史、小山茂和及び栗山由美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

トピックス

2回目となるヤギグループの総合展示会を開催

2025年4月、ヤギグループの総力を結集した第2回総合展示会を開催しました。テーマ「Be The HUB」のもと、繊維の可能性を広げる革新的な技術やグループ横断の総合力を披露。次の100年に向け、人と世界を繋ぐ当社の新たな挑戦を多くの方にご体感いただきました。



東京本社を「赤坂トラストタワー」へ移転しました

2026年3月、事業拡大と生産性向上を目的に東京本社を移転しました。新オフィスはグループ会社のWEAVAと集結し、組織を超えたシナジーを創出。最先端の環境で「健康経営」を推進し、社員の創造性を最大限に引き出すことで、繊維の未来を切り拓く新たな価値を提供してまいります。



「健康経営優良法人2026」にヤギグループの2社が認定

当社及びグループ会社の日本パフが、優良な健康経営を実践する法人として認定を受けました。当社は4年連続、日本パフは初の選出です。社員の健康を最重要課題と捉え、数値目標に基づき環境改善を推進。イキイキと働ける環境を構築し、持続的な企業価値の向上と社会貢献を目指します。



年次報告書（YAGI REPORT）ウェブサイト公開のお知らせ

当社では、地球環境に配慮した省資源化の観点等から、第114期中間報告書（YAGI REPORT）より書面による送付を廃止いたしました。

今後は、引き続き当社ウェブサイト（<https://www.yaginet.co.jp/ja/ir/>）にて、株主通信を掲載することにより、ご案内させていただきます。

株主の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますとともに、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

第114期年次報告書（YAGI REPORT）

<https://www.yaginet.co.jp/ja/ir/>



年次報告書に関するアンケートのご案内

当社では、年次報告書の記載内容について、株主の皆様からのご意見を参考にさせていただきたいと考えております。つきましては、年次報告書に関するアンケートにご協力をいただきたく、以下のサイトよりご意見・ご感想をお寄せいただきますようお願いいたします。

株主アンケート

みなさまの



をお聞かせください

<https://koekiku.jp>

アクセスキー

抽選でギフト券を進呈！



コエキク

サービス運営会社：株式会社プロネクス

お問い合わせ：コエキク事務局 koekiku@pronexus.co.jp

株主総会会場ご案内略図



大阪市中央区久太郎町
二丁目2番8号

株式会社ヤギ 本店
3階会議室

電話 (06) 6266-7300 (代)



地下鉄（堺筋線・中央線）
堺筋本町駅下車

10番出口 南へ徒歩約2分

なお、駐車場、駐輪場の準備はいたして
おりませんので、あしからずご了承
くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 ヤギ



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。